

20250501 版

帯広慈恩の里
身体拘束等の適正化のための指針

承認年月日	作成者	承認者
2025 年 5 月 1 日	橘 芳彦	

1. 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであります。当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実践を常に取り組みます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止の基準

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアを提供することが原則である。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

①切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※ 身体拘束を行う場合には、①②③の3つの要件全てを満たすことが必要である。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合はリスクマネジメント・高齢者虐待防止(身体拘束廃止)委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は身元保証人(家族等)への説明・同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除するように努力すること。

(4) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組むこと。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めること
- ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めること
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努めること
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げ

るような行為は行わないこと

- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるように努めること

2. 身体拘束適正に向けた体制

当施設では、身体拘束廃止に向けてスクマネジメント・高齢者虐待防止(身体拘束廃止)委員会(以下委員会)を設置する。

(1) 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討・検討結果の職員への周知
- ・身体拘束適正化(廃止)に関する職員全体への啓発・指導

(2) 委員会の委員長は安全対策担当者が担う。

(3) 委員会の構成員

委員会の委員は施設長(最高責任者)、安全対策担当者、介護職、看護師、生活相談員、介護支援専門員等で構成する。

(4) 委員会の開催

- ・原則、月1回開催する
- ・必要時は随時開催する

3. 身体拘束発生時の報告・対応に関すること

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

(1) 臨時の委員会を開催

緊急やむを得ない理由(切迫性、非代替性、一時性)を満たす状況である場合にのみ身体拘束を認めることとする。この場合においても、臨時の委員会を開催し、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、決定する。

(2) 利用者本人や身元保証人(家族等)に対しての説明・同意

身体拘束を実施する場合は、利用者本人又は身元保証人(家族等)に対し詳細に説明し、十分な理解が得られるように努め、書面において同意を得ることとする。
また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に身元保証人(家族等)に拘束を行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認及び説明をして同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務づけられており、記録内容については利用者の様子、心身の状態、開始及び終了時間、合計時間、理由等を常に記録する。その記録は5年間保存する。

また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を委員会・ユニット会議

等で随時検討する。

- (4) 身体拘束に関する記録と委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除すること。その場合には、本人・身元保証人（家族等）に報告すること。

4. 身体拘束廃止、改善のための職員教育・職員研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行うこと。また、身体拘束廃止を施設運営の重要課題と位置づけ、実現に向けて強い決意を表明し、リーダーシップを発揮すること。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回以上）を実施
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修を実施
- (3) その他必要な教育・研修を実施

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は求めに応じていつでも当施設内で閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページでも公表し、利用者や家族等が自由に閲覧できるようにすること。

【介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る(2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る(3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む(4) 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢をひもなどで縛る(5) 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける(6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型高速隊や腰ベルト、車いすテーブルをつける(7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する(8) 脱衣やおむつはずしを制御するために、介護衣（つなぎ服）を着せる(9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもなどで縛る(10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる(11) 自分の意志で開けることのできない居室などに隔離する |
|--|